

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立赤城青少年交流の家における食事の価格について

平成28年6月21日
所長 裁定
令和3年4月1日
一部改正

「国立青少年教育施設における食事の価格について」（平成21年1月26日理事長裁定）に基づき国立赤城青少年交流の家における小学生及び中学生以上の食事の価格並びに幼児の食事の価格について、次のとおり定める。

区分	朝食	昼食	夕食	合計	
中学生以上	480円	580円	710円	1,770円	
小学生	470円	570円	690円	1,730円	
未就学児	3歳以上	360円	440円	560円	1,360円
	2歳以下	無料			

附則

本裁定は、平成28年6月21日から施行する。

附則

本裁定は、令和3年4月1日から施行する。